

第14期第2回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時：令和8年2月24日（火）13時30分

2 開催場所：札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル4S会議室

3 委員会出席者

日本海まぐろ漁業連合海区委員会 (委員)	桜庭研兒 佐々木敬祐 太田 誠 吉田直樹	沖野平昭 小西正之 成田直彦 森 祐	三浦順一 河崎信幸 阿部国雄
-------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------

道水産林務部水産局漁業管理課	課 長 課長補佐 係 長 係 長 主 事	物見文雄 大津康義 藤原智史 安達英紀 西田 至	(管理調整第二) (管理調整第一) (遊漁内水面係)
----------------	----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------

宗谷総合振興局産業振興部水産課 石狩振興局産業振興部水産課 後志総合振興局産業振興部水産課 渡島総合振興局産業振興部水産課	技 師 係 長 係 長 係 長	蝦名朱里 吉田明弘 竹嶋寿弥 山口徹大
--	--------------------------	------------------------------

宗谷海区漁業調整委員会事務局	事務局長 専門主任	辻 宏幸 藤木亜季
留萌海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主 任	武田健太郎 大川 梓
石狩後志海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主 事	中山威尉 小林千紗
檜山海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主 事	三上征己 駒形 柁
渡島海区漁業調整委員会事務局	事務局長	山本健太郎

4 議事録署名委員： 阿部国雄 佐々木敬祐

5 本日の議長 会長 桜庭研兒

6 議事事項

議案第1号 副会長の選出について

議案第2号 令和8年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等について

- (1) 委員会指示第1号
- (2) 委員会指示第2号
- (3) 委員会指示事務取扱要領
- (4) 日本海まぐろ漁業事務取扱方針

議案第3号 武蔵堆海域における操業要望について

7 報告事項

- (1) 令和7年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果について
- (2) 令和8年度各海域における操業協定について
- (3) 日本海くろまぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
- (4) 日本海くろまぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

(5) くろまぐろ漁業に係る知事許可化の検討状況について

8 会議の顛末

辻事務局長： 開催の前に、ご報告です。檜山海区から選出されました花田副会長におかれましては、昨年10月にご逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。後任として、本日急遽欠席となりましたが、檜山海区から松崎委員が選出されておりますのでお知らせいたします。それでは、ただ今より第14期第2回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、桜庭会長より御挨拶をお願いいたします。

桜庭会長： 本日の委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、時節柄何かとお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。また、本日は公務ご多用のところ、道漁業管理課から物見課長、大津課長補佐ほか、多くの方のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、本委員会でのご指導のほど、よろしくをお願いいたします。さて、令和7年度の当委員会承認のくろまぐろ漁業については、後ほど事務局より速報値の報告がございしますが、前年度の約147トンに対し、約4割増の203トンとなっており、宗谷、留萌、檜山管内では前年の2倍以上の漁獲となるなど、くろまぐろの増加を実感する結果となりました。今後もくろまぐろ資源を持続的に利用していくためには、多くの関係者が苦勞してつくり、守られてきた操業ルールを、今後も確実に実践していくことが重要であると考えますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。本日の議題は、「令和8年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等について」ほか全3件、そのほか報告事項が5件ございますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。間もなく3月となり、春に向かって徐々に暖かさが増してまいります。沖での操業はまだまだ厳しいものがございます。先月には、せたな町で痛ましい海難事故が発生し、尊い命が失われました。操業に当たっては、くれぐれも海難事故の無いよう、ライフジャケットの着用や荒天時の早期寄港など、安全操業に留意していただきたいと思っております。最後になりますが、委員の皆様方の益々のご健勝と、資源回復が順調に進み、安定した漁業経営につながることをご祈念申し上げ、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

辻事務局長： 本日、ご出席をいただきましたご来賓の方をご紹介いたします。桜庭会長から向かって右隣が、水産林務部水産局漁業管理課物見課長でございます。

物見課長： 物見です。よろしくお願い致します。

辻事務局長： その隣が同じく漁業管理課管理調整第二係の大津課長補佐でございます。

大津課長補佐： 大津です。よろしくお願い致します。

辻事務局長： そのほか、漁業管理課、各海区事務局及び振興局水産課からの出席もございしますので、お配りした出席者名簿によりご確認願います。最後に、私、日ま連の事務局を担当しております、宗谷海区漁業調整委員会事務局長の辻と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、配付しました資料の確認をいたします。一枚目に会議次第、二枚目に出席者名簿ですが、大変申し訳ございません。手違いがございまして、名簿から抜けておりますが、石狩後志海区の小西副会

長がご出席されております。また、冒頭にもお知らせいたしました
が、松崎委員が急遽欠席となっております。配席図、議案第1号と
して、委員会規定、議案第2号として、委員会指示第1号の新旧対
照表ほか33ページまで番号を振ったもの、議案第3号として、武
蔵堆海域における操業要望について、報告事項1として、まぐろ漁
業の漁獲成績集計表ほか6ページまで番号を振ったもの報告事項2
として、武蔵堆海域、留萌海域、石狩後志海域、渡島檜山海域それ
ぞれの協定書案となります。武蔵堆海域、渡島檜山海域には新旧対
照表をつけております。報告事項3として、個人情報保護事務取扱
要綱の新旧対照表、報告事項4として、公文書開示事務取扱要綱の
新旧対照表報告事項5として、くろまぐろ漁業にかかる知事許可化
の検討状況の資料1枚ものをお配りしております。よろしいでしょ
うか。

委員席：（了解の声あり）

辻事務局長： それでは、これより桜庭会長を議長として議事を進めてまいりま
す。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、議事に入る前に、出席人員及び会議成立の報告をいた
します。委員定数15名中11名の出席がございますので、本委員
会は成立します。次に、議事録署名委員の指名をいたします。渡島
海区の阿部委員と留萌海区の佐々木委員のお二人にお願い致しま
す。それでは、議事に入ります。議案第1号「副会長の選出につい
て」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

辻事務局長： それでは、議案第1号についてご説明致します。副会長について
は、前回第1回委員会において、留萌海区の三浦委員、石狩後志海
区の小西委員、檜山海区の花田委員、渡島海区の阿部委員の4名を
選出しておりますが、委員会の冒頭でご説明したとおり、檜山海区
の花田委員が昨年10月にご逝去されており、副会長が1名欠員と
なっている状況です。副会長の選出については、資料1として日本
海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程を配布しておりますが、
規定第3条で「副会長は4名とし、委員が互選する」となっており
ますので、委員の互選により決定したいと思っております。ご審議の程、
よろしくお願いいたします。

議長： ただいま、事務局から説明がありました。どなたか推薦はあり
ますか。

成田委員： 議長、檜山海区の成田です。檜山管内のまぐろ協議会の会長であ
ります。檜山海区の松崎委員を推薦します。

議長： 成田委員から、檜山海区の松崎委員という声がありましたが、い
かがですか。

委員席：（異議なしの声あり）

議長： 異議が無いようですので、檜山海区の松崎委員を副会長に選出い
たします。続いて、議案第2号「令和8年度日本海まぐろ漁業連合
海区漁業調整委員会指示等について」を上程します。内容について、
事務局より説明願います。

辻事務局長： それでは、議案第2号令和8年度日本海まぐろ連合海区漁業調整
委員会指示についてご説明いたします。1ページをご覧ください。
委員会指示第1号（案）の新旧対照表になります。この委員会指示

は、北海道日本海沖合海域における20トン未満のまぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業について、当委員会の承認を受けた者のみ、その操業を認めるというものです。変更箇所ですが、指示日と会長名の変更、それから制限期間の年度更新となっており、内容については昨年同様となっております。3ページから7ページに本文をつけておきますので、後ほどご覧ください。次に、9ページをご覧ください。委員会指示第2号(案)の新旧対照表になります。この委員会指示は、北海道日本海沖合海域におけるまぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を禁止するものです。変更箇所ですが、こちらも指示日と会長名の変更、それから制限期間の年度更新となっており、内容については昨年同様となっております。11ページに本文をつけておきますので、後ほどご覧ください。次に、13ページをご覧ください。事務取扱要領(案)の新旧対照表になります。この要領は、日本海まぐろ漁業の海区承認事務の取扱いを定めたものですが、変更箇所は指示日と会長名の変更となっており、内容については昨年同様となっております。15ページから26ページに本文及び様式をつけておきますので、後ほどご覧ください。次に、27ページをご覧ください。事務取扱方針(案)の新旧対照表になります。この方針は、海区承認事務の統一化を図る目的で、承認枠数の設定や承認する際の基準等を定めたものでございまして、3年に1度、その見直しを行っております。昨年(令和7年度)に、見直しを行っており、附則に記載のとおり、次回見直しは令和10年度ですので、今回は施行年月日の更新のみとなります。29ページから33ページに本文と承認枠数等の一覧表をつけておきますので、後ほどご覧ください。以上、議案第2号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： ただ今の内容について、ご意見等はございませんか。

委員席： (ありませんの声あり)

議長： ご意見等がないようですので、議案第2号について、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

委員席： (異議なしの声あり)

議長： それでは、そのように決定いたします。続いて、議案第3号「武蔵堆海域における操業要望について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

辻事務局長： それでは、議案第3号についてご説明いたします。資料3をご覧ください。資料の一番下の参考と書かれたところですが、先ほどご審議いただきました日本海まぐろ漁業事務取扱方針の5(8)には、新たに武蔵堆海域及び特定海域で操業を希望する者の承認に当たっては本委員会に諮り承認の可否を決定する、となっております。この度、留萌管内の漁業者から、武蔵堆海域における着業要望がありましたので、委員会に諮らせていただくものでございます。今回、要望がありましたのは、苫前町在住の北るもい漁協に所属している、 及び です。この両名ともに、留萌海域でのまぐろの操業実績を有し、年間の営漁計画上、まぐろ漁業の依存度が非常に高いということでございます。現在、武蔵堆海域の承認隻数は、委員会指示の中で100隻に制限されておりますが、過去3年間の承認隻数では、その表にありますように、いずれの年も48隻、また、着業隻数は7隻から13隻で推移しております。これまで、武蔵堆海域における操業要望があった際には、今回同様、本委員会に諮り、ご審議いただいておりますが、武蔵堆を主要漁場と

している宗谷管内と留萌管内、双方の漁業者間で調整が整っていれば、その操業を認めてきたという経緯がございます。今回の要望に関しましても、留萌管内まぐろ漁業協議会、宗谷管内まぐろ漁業協議会の双方から同意を得ております。この経緯を踏まえまして、ご審議いただきたいと思っております。議案第3号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： ただ今の内容について、ご意見等はございませんか。

委員席： （ありませんの声あり）

議長： ご意見等がないようですので、ご意見等がないようですので、武蔵堆での操業を認めるということによろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声あり）

議長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告事項（1）「令和7年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果」について、事務局より報告をお願いします。

辻事務局長： それでは、報告事項（1）令和7年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果についてご説明いたします。まず、1ページ漁獲成績集計表をご覧ください。こちらは、道内5海区と道外県の承認隻数、着業隻数、漁獲量等を前年対比で表した表になります。まず、宗谷海区ですけれども令和7年度の承認隻数が65隻、着業隻数が32隻で、着業した32隻全船で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の1.6倍の296尾、重量は2.2倍の6,528kg、金額は2.3倍の1,093万4千円でした。次に留萌海区ですけれども、令和7年度の承認隻数が69隻、着業隻数が51隻で、そのうち49隻で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の2.9倍の881尾、重量は2.5倍の29,299kg、金額は2.3倍の6,433万6千円でした。次に石狩後志海区ですけれども、令和7年度の承認隻数が45隻、着業隻数が36隻で、そのうち16隻で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の1.7倍の246尾、重量は1.7倍の6,669kg、金額は1.4倍の1,019万3千円でした。次に檜山海区ですけれども、令和7年度の承認隻数が73隻、着業隻数も73隻で、そのうち37隻で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の1.4倍の399尾、重量は2.8倍の9,952kg、金額は2.6倍の1,918万7千円でした。次に渡島海区ですけれども、令和7年度の承認隻数が119隻、着業隻数が90隻で、そのうち86隻で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の1.3倍の3,257尾、重量は1.2倍の15万56kg（約150トン）、金額は1.1倍の2億2,278万3千円でした。次に、道外県ですが、承認隻数が青森県と千葉県合わせて45隻、着業隻数が5隻ありましたが、令和7年度の漁獲はありませんでした。表の一番下は、道内と道外とを合わせた合計となっておりますが、令和7年度の承認隻数は416隻、着業隻数は287隻で、そのうち220隻で漁獲がありました。漁獲尾数は前年の1.5倍の5,079尾、重量は前年の1.4倍の20万2,504kg（約203トン）、金額は1.3倍の3億2,743万4千円となっております。2ページをご覧ください。こちらは過去10カ年の漁獲の推移をまとめたグラフになります。上段のグラフですが、棒グラフが漁獲尾数、折れ線が漁獲金額を示しております。漁獲尾数については、令和元年以降、概ね3,000尾台で推移しておりましたが、令和7年度は漁獲枠の増加もあり5,079尾まで増加しております。漁獲金額については、令和元年以降、増加傾向を示しており、

令和7年度は3億2,700万円という結果になりました。次に、下のグラフをご覧ください。こちらは棒グラフが漁獲重量、折れ線が目廻りを示しております。漁獲重量は、令和元年以降、100トン前後で推移しておりましたが、令和5年度以降目廻りが増えたことなどから増加傾向を示し、令和7年度は200トン超えとなりました。目廻りは、令和元年以降は30kg前後で推移しておりましたが、先ほどご説明したとおり、令和5年度以降40kg前後まで増加し、近年は大型の漁獲が増えている状況です。次の3ページから6ページまで、過去10年の地区ごとの漁獲結果をまとめた資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。報告事項(1)の説明は以上です。

議長： ただ今の内容について、ご質問等はありませんか。

委員席： (ありませんの声あり)

議長： 無いようですので、次に、報告事項(2)「令和8年度各海区における操業協定」について、事務局より報告をお願いします。なお、各海域ごとの説明は、武蔵堆海域、留萌海域、石狩後志海域、渡島檜山海域の順番といたします。それでは、初めに武蔵堆海域の説明をお願いします。

辻事務局長： それでは、報告事項(2)令和8年度各海域の操業協定について、まずはじめに、宗谷海区事務局から武蔵堆海域に関する説明をいたします。武蔵堆海域の操業協定書(案)の新旧対照表をご覧ください。変更箇所にはアンダーラインを引いておりますが、1ページの上段部分の年次更新、それから4ページの有効期限の年次更新、中段の施行年月日の更新となります。協定の内容には変更はありません。なお、5ページと6ページの調印代表者につきましては、令和7年度の代表者が記載されております。令和8年度の代表者は変更となる可能性もございますので、その旨ご承知おきください。7ページ以降に、本文及び操業区域図を添付しておりますので、後ほどご覧ください。武蔵堆海域の操業協定書(案)の説明は以上でございます。

議長： 続きまして、留萌海域から説明をお願いします。

武田事務局長： 留萌海区事務局の武田と申します。座って失礼させていただきます。お配りしております、令和8年度留萌海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書(案)に基づきまして、協定内容のご説明させていただきます。留萌海域の協定案につきましては、操業協定書とまぐろ漁業者間の漁場利用に関する細部協定書の2本立てとなっております。内容について、新旧対照表を作っておりませんが、いずれも年度の更新、施行年月日の変更でございまして、協定事項、協定内容についての変更はございません。前年度からの変更箇所にはアンダーラインを引いております。1ページから6ページまでが操業協定(案)になります。まぐろ漁業者の遵守事項、他種漁業者の遵守事項、被害処理に関する事項、操業協定の周知徹底に関する事項、有効期間に関しての定めをしております。6ページについては操業海域略図になりまして、次のページから細部協定(案)になります。戻りまして、操業協定書の5ページ目、細部協定の3ページ目に協定の調印代表者の所属と氏名が記載されてございます。協定会議までに代表者が変更になる可能性がありますので、その点はご了承いただきたいと思います。協定内容の詳細については省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。以上です。

議長： 続きまして、石狩後志海域から説明をお願いします。

中山事務局長： 石狩後志海区漁業調整委員会の中山です。座って説明させていただきます。石狩後志海域における、まぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書案につきまして、ご説明します。協定書をご覧ください。変更した箇所にアンダーラインをつけておりますので、内容と合わせて順次ご説明します。まず標題について、令和8年度に年度を変更しております。続いて一枚めくって本文をみていただいて、前文では協定の目的を定めておまして、まぐろ釣り漁業と沿岸他種漁業者と相互間における円滑な操業と漁業秩序の確立を図ることとしております。次に協定事項ですが、1の(1)ではまぐろ業者の守ることが記載されておまして、船団を組んで船団長などの責任者が船団名簿を提示するほか、(2)においては操業の規制として定置の漁具、延縄の規格など、漁場や漁具の規制をしております。協定事項の2においては、沿岸漁業者の遵守することとして、漁具・標識の設置やトラブル防止に向けた沿岸漁業者側の守ることがうたわれております。続いて協定事項の3・4・5については、万が一トラブルが生じた場合には誠意を持って解決することとしており、また、本協定の不知をもって抗弁しないよう周知徹底を図ることとし、さらには漁具被害の未然防止では、相互の船間連絡を密にすることとしております。最後、協定事項6においては協定の有効期間を定めており、年度の更新となっております。3ページにつきましては、操業協定の海域図になります。こちら更新はございません。以上説明させていただきましたが、全体を通して年度更新以外の変更はございませんので、前年度と同様の内容となります。説明は以上でございます。

議長： 最後に、渡島檜山海域について御説明をお願いします。

駒形主事： 檜山海区漁業調整委員会の駒形です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。お手元にあります令和8年度渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書(案)についてご説明いたします。協定の内容については昨年度からの変更はなく、年度の更新のみとなっております。なお、調印者である檜山まぐろ協議会会長につきましては、花田会長が急逝されたことに伴い、昨年より松崎会長に変更になっております。また、調印者並びに立会人につきましては人事異動等により、変更になる可能性がありますことを申し添えます。以上です。

議長： ただ今、各事務局より説明がりましたが、何かご意見等はありませんか。

委員席： (ありませんの声あり)

議長： 無いようですので、次の報告事項にはいります。報告事項(3)「日本海くろまぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」及び報告事項(4)「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」は、関連する事項でありますので、一括して報告致したいと思っております。それでは、事務局より報告をお願いします。

辻事務局長： 報告事項(3)(4)については、関連する事項ですので一括して説明いたします。まず、報告事項(3)ですが、北海道における個人情報保護事務の取扱いを定めた「北海道個人情報保護事務取扱要領」が、令和7年3月18日付けで改正されたことから、それに

準じて制定している、当委員会における取扱要領についても、同様の改正を行うものです。1ページに新旧対照表をつけておりますが、1ページ下段から3ページ上段、開示請求等に係る事務において、個人識別符号に関する項目が削除されたほか、3ページ中段、開示請求者の本人確認書類の見直し、下段では開示請求日の取扱が整理されております。これらの変更に伴い、5ページですが一部様式が変更となりました。変更後の要綱及び様式については、大冊につき添付を省略しております。次に報告事項(4)ですが、北海道で定めている「北海道公文書開示事務取扱要領」が改正となったことから、それに準じて当委員会で制定している取扱要領についても同様に改正するものです。1ページに新旧対照表をつけておりますが、改正内容については、先ほどと同様に開示請求日の取扱が整理されたものとなります。変更後の要綱及び様式については、大冊につき添付を省略しております。報告事項(3)、報告事項(4)の説明は以上です。

議 長： ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見等はありませんか。

委員 席： (ありませんの声あり)

議 長： 無いようですので、次の報告事項にはいります。報告事項(5)「くろまぐろ漁業に係る知事許可化の検討状況」について、水産林務部漁業管理課より説明がございました。それでは、よろしくお願いいたします。

大津課長補佐： 漁業管理課の大津と申します。私からは、報告事項(5)くろまぐろ漁業に係る知事許可化についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。昨年委員会におきまして、くろまぐろの許可制への移行について説明させていただきました。国の広調委承認の許可制への移行を待つことなく、海区承認の知事許可制への移行を進める考えについてご説明をさせていただいたところですが、その後、国の広調委承認の許可化の検討状況について都度状況を伺いつつ検討を進めてきたところ、国では具体的な検討が一向に進んでいない状況にあることや、道の知事許可化に向けた検討にあたり、関係県との具体的な調整等の事務が進んでいない状況にあります。今後、国では広調委承認を令和9年4月からの許可化に向けて検討される見込みにあるため、道としては、その前に水産庁や関係県と具体的な協議を行い、枠組みを整理したいと考えております。現時点の検討状況については、お手元の資料「沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行の検討状況について」をご覧ください。こちらは、昨年の委員会でお配りした資料のうち、2ページ目の4「今後のスケジュール(予定)」について、現時点の予定に置き換えたもので、許可の概要等については昨年ご説明させていただいた内容から変更ありませんので、詳細の説明については割愛させていただき、要点のみ説明させていただきます。1の許可制移行の背景について、国の広調委指示による承認制が10年を経過し令和9年度以降の許可制へ移行することが検討されており、道内においても日ま連と渡島海区の承認制について、現行の指示の内容や操業協定による調整機能は一定程度維持した形での許可制への移行を進める考えとしております。また、2の許可の概要(予定)や3の北海道漁業調整規則の改正概要(予定)については、現行の委員会指示の内容を踏襲することを基本としております。最後に、4の今後のスケジュール(予定)について、現時点の予定を記載しており、令和9年4月からの許可に向けて進めていきたいと考えており、今後、具体的な調整が進んだ段階で、改めてご説明やご相談をさせていただければと考えてお

りますので、何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。説明は以上です。

議 長： ただ今の内容について、ご質問等はございませんか。

委員 席： （ありませんの声あり）

議 長： ないようですので、報告事項は以上でございます。続きまして、事務局から連絡事項がございます。よろしく申し上げます。

辻事務局長： 例年4月下旬に開催している操業協定会議については、去年は委員選任のタイミングにより書類回覧方式としましたが、本年は対面で開催する方向で考えております。今後、日程照会等させていただきますので、よろしく申し上げます。例年通り4月下旬辺りの開催を想定しております。連絡事項は以上です。

議 長： ただ今の内容について、ご質問等はございませんか。

委員 席： （ありませんの声あり）

議 長： ないようですので、本日の予定は以上となりますが、全体を通して、皆様から何かございませんか。

委員 席： （ありませんの声あり）

議 長： 特に無いようでしたら、これにて委員会を終了いたします。皆様大変お疲れ様でした。

（終了）

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和 8 年 2 月 24 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

会 長 桜庭研兒

議事録署名委員 阿部国雄

議事録署名委員 佐々木 敬祐